

政 委 第 35 号
平成 21 年 12 月 9 日

国立大学法人評価委員会

委員長 野依 良治 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

平成 20 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 21 年 11 月 6 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 20 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

平成 20 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成 20 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

- ・ 経営協議会については、議事要旨（議事録）及び学外委員の意見を法人運営に活用した具体例に関する資料等を基に、必要に応じてヒアリングでの追加確認を行いつつ、その運営の合規性や、学外委員の意見の法人運営への活用について評価を行っているが、法人が提出した資料や評価結果からは、学外委員の意見をどのように法人運営に活用したのかが分かりにくいものもみられる。

今後の評価に当たっては、国民の幅広い意見を法人運営に適切に反映させる役割を持つ経営協議会の重要性にかんがみ、経営協議会が期待される役割を十分に發揮しているか明らかにする観点から、学外委員の意見の法人運営への一層の活用について、その情報の公表状況も踏まえ、評価を行うべきである。

- ・ 情報提供については、現在、各大学が公開することが必要と考えられる項目や方法を定めた指針の策定に向けて中央教育審議会で議論が行われているところであり、今後の議論の動向も踏まえて、国民に対する説明責任を十分に果たす観点から必要な評価を行うべきである。
- ・ 公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況についての評価を行っているが、一部の国立大学法人において公的研究費の不正使用が発覚している例があることなどを踏まえ、今後は、各国立大学法人等が整備した公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の運用状況についても評価を行うべきである。